

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月29日
【会社名】	株式会社ソリトンシステムズ
【英訳名】	SOLITON SYSTEMS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌田 信夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目4番3号
【電話番号】	(03)5360-3801
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田嶋 哲人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目4番3号
【電話番号】	(03)5360-3801
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田嶋 哲人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第44条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議は、定款第34条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>以下、条文繰下げ</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

鎌田信夫、遊佐洋、加藤光治、土屋清美、鶴保証城、中村修を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

佐藤英明、佐藤泰雄を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

高德信男を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	72,412	61	-	(注)1	可決 99.92
第2号議案					
鎌田 信夫	70,102	2,371	-	(注)2	可決 96.73
遊佐 洋	72,016	457	-	(注)2	可決 99.37
加藤 光治	72,338	135	-	(注)2	可決 99.81
土屋 清美	72,364	109	-	(注)2	可決 99.85
鶴保 征城	72,325	148	-	(注)2	可決 99.80
中村 修	72,356	117	-	(注)2	可決 99.84
第3号議案					
佐藤 英明	72,350	123	-	(注)2	可決 99.83
佐藤 泰雄	72,351	122	-	(注)2	可決 99.83
第4号議案					
高德 信男	67,842	4,631	-	(注)2	可決 93.61

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上